

仕 様 書

- 1 件名
清掃工場余剰電力における令和4年分非FIT 非化石証書（再エネ指定なし）の売払い
- 2 売却予定数量（令和4年1月1日から令和4年12月31日までに発生したもの）
39,635,384 kwh（再エネ指定なし）
発寒清掃工場・駒岡清掃工場・白石清掃工場発生分
※契約期間における計画量は別表1のとおり
- 3 履行場所
札幌市中央区北2条西1丁目
- 4 契約期間
契約の日から令和5年3月31日まで
- 5 非FIT 非化石証書（再エネ指定なし）の算定
非FIT 非化石証書（再エネ指定なし）の売払い量は清掃工場の発電実績及びバイオマス比率実績により変動するため、予定量に比べて増減がある場合でも、確定した実績量を全量買受けするものとし、売払い量は札幌市より契約者へ通知するものとする。
- 6 入札時における契約希望単価
本契約は単価契約とし、入札書に記載する金額は、売却予定数量に対する非FIT 非化石証書（再エネ指定なし）料金の契約希望単価とする。（0.01 円単位で設定する 1kwh あたりの単価）
なお、契約単価は月別又は時間帯別によらず一律とし、契約期間内において固定とする。
- 7 引渡方法
札幌市が電力量認定申請し、認定を受けた非FIT 非化石証書（再エネ指定なし）について、札幌市と契約者双方が一般財団法人日本電力取引所へ非化石価値売買申請書の届出を行うことにより非FIT 非化石証書（再エネ指定なし）の引渡しを行うものとする。
引渡し回数、及び時期については協議により決定する。ただし、引渡し回数の上限は4回とする。
- 8 その他
 - （1） 非FIT 非化石証書の売却を円滑に行うため、一般財団法人日本卸電力取引所に届出を行う際に必要な書類及び資料等は相互に提供しあうものとする。
 - （2） 履行にあたっては、本仕様書のほか、売払契約約款に定められた事項を遵守するものとする。
 - （3） 本仕様書に定めのない事項、または仕様書に定める事項で疑義が生じたときには、札幌市と協議するものとする。
- 9 担当
札幌市環境局環境事業部施設管理課
電話 011-211-2922（担当：三戸）

(別表1)

令和4年非FIT非化石証書(再エネ指定なし)計画書

非FIT非化石証書 (再エネ指定なし) 内訳書	発寒清掃工場	駒岡清掃工場	白石清掃工場	a1+a2+a3 合計 (kwh)
	a1 非FIT非化石証書 量 (kwh)	a2 非FIT非化石証書 量 (kwh)	a3 非FIT非化石証書 量 (kwh)	
1月分	404,550	145,930	2,347,776	2,898,256
2月分	1,260,000	235,200	1,870,848	3,366,048
3月分	1,305,384	985,200	2,071,296	4,361,880
4月分	569,117	705,600	2,004,480	3,279,197
5月分	1,395,888	0	2,416,896	3,812,784
6月分	42,816	1,411,200	2,004,480	3,458,496
7月分	297,344	379,143	2,071,296	2,747,783
8月分	1,400,208	849,120	801,792	3,051,120
9月分	1,337,760	1,140,480	66,816	2,545,056
10月分	417,876	473,472	2,071,296	2,962,644
11月分	1,263,432	252,000	2,004,480	3,519,912
12月分	1,300,512	260,400	2,071,296	3,632,208
合計	10,994,887	6,837,745	21,802,752	39,635,384